**非農地証明願出　提出書類**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1. | 非農地証明願出書 | 2部 | 様式1-1：違反転用の場合（現況が宅地の場合） |
|  |  |  | 様式2-1：違反転用以外の場合（現況が山林、雑種地の場合） |
| 2. | 土地の登記事項証明書 | 1部 | 全部事項証明書に限る |
| 3. | 土地の公図（写し） | 1部 |  |
| 4. | 現況写真 | 1部 | 3方向から撮影 |
| 5. | 案内図 | 1部 | 土地の位置を示す図面 |
| 6. | 周辺見取図 | 1部 | 土地の周辺の土地利用状況を示す図面 |
| 7. | 所有者であることを証明する書類 | 1部 | ※申請者が登記名義人と異なる場合　住所の変更：住民票、戸籍の附票（写し）　相続未登記：除籍謄本、戸籍謄本　遺産分割協議：分割協議書（写し） |
| 8. | 非農地化の時期を示す資料 | 1部 | ※違反転用の場合　願出時から20年以上遡って願出土地が継続して農地等以外のものであることを示す資料例）課税関係書類、建物の登記事項証明・設計書、時期を判断できる写真　等 |
| 9. | 委任状 | 1部 | 代理人による申請の場合 |

**【許可までの流れ】（およそ申請から1,2か月ほどかかります）**

1. 提出物がすべて揃ったら、農業委員会で20年前の課税現況や航空写真を確認します。
2. 20年前から「畑」以外であることが証明できたら、村の農業委員会総会で審議します。
3. 農業委員会総会で承認されたら、東京都と協議します。
4. 東京都から承認されたら、許可証を発行します。

**【提出・問い合わせ先】**

役場　産業観光課内　新島村農業委員会事務局

電話：（５）０２８４　メール：nousei@niijima.com